

様式3 (建築物に係る解体工事の場合)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面
(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・内装材等 □有 □無	建築設備・内装材等の取り外し □手作業 □手作業・機械作業の併用
	②屋根ふき材 □有 □無	屋根ふき材の取り外し □手作業 □手作業・機械作業の併用
	③外装材・上部構造部分 □有 □無	外装材・上部構造部分の取り壊し □手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい □有 □無	基礎・基礎ぐいの取り壊し □手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 □有 □無	その他の取り壊し □手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
(注) 解体工事の場合のみに記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4 再資源化等に要する費用 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

